

令和4年第7回始良市教育委員会定例会

令和4年7月11日（月）

開会 午前 10 時 00 分

閉会 午前 10 時 32 分

加治木総合支所南庁舎3階大会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤谷委員

2 教育委員会事務局の出席者

塚田教育部長 湯田次長兼教育総務課長 前田次長兼学校教育課長

井上社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長 杉尾国体推進課長

3 議事

[illegible]

4 議事録

- 教育部長 ただいまから令和4年第7回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議案は、報告が2件、議案が1件でございます。委員の皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、これ以降の議事進行につきましては、小倉教育長をお願いいたします。
- 教育長 それでは、会議に入ります。本会議は、公開を原則としております。本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 異議なしと認めます。よって、本日の会議は公開することとします。
日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。前回会議の議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。
次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様から、何かご報告はございますでしょうか。
- 委員 おはようございます。今、学校訪問をさせていただいております。それぞれの学校の特色を生かして、いじめや不登校の問題などにも工夫しながら取り組んでいただいております。是非また続けていただきたいと思います。
また小規模校にも訪問させていただいて、小規模校の良さである一人一人を大切にする取組など長所もたくさんありますので、どんどん広報していただき、特認生を増やしていただきたいと思います。以上です。
- 教育長 ほかにございませんか。なければ私の方からご報告いたします。
今、委員からありました学校訪問が、22小中学校と4つの幼稚園、合計26校あるわけですが、明後日の蒲生中学校で、だいたい夏休み前の実施が終わります。これで16校終わることになります。残りの10校は9月半ば以降になります。本当に皆様暑い中にご出席いただきまして、心から感謝申し上げます。
私は、始良市に今年赴任した教職員の様子などを主に見ているところです。廊下で校長に、今年来た教職員の状況などについて聞くわけですが、特に課題のある教職員というのは、そんなにいないようでございます。

そういうことで取り組んでいるわけですが、また9月半ば以降になりますけれども、よろしくお願いいたします。

コロナの状況についてですけれども、5月の半ばに毎週34、35人と感染者が出ていたのですが、6月に入ってぐっと減ってきました、一週間に1人ないし、2人という状況で推移してきたんですけれども、7月に入って急激に増えてきました。

本年度、学級閉鎖をすることはほとんどなかったのですけれども、今、市内の学校で2クラス学級閉鎖をしているところです。

これは学校、それぞれの学級の担任の取組次第だと思います。なぜ感染者がそのように出るかなと思います。他の多くの学校がひとつも出ていないわけですから。

家庭内感染の場合、だいたいその児童生徒だけで終わります。いま、教室内での感染、クラスでの感染が出ていることになるので、学校の不用心さ、そのクラスの取組の甘さというわけです。今朝、担当課の方から校長に対して警告を流しているところでございます。

鹿児島市で感染者が減らないのは、やはり学校の不用心だと思います。感染者は10歳代が半分ぐらいですので、学校の取組が甘いんじゃないかという気がします。

それからまた来週の半ばから夏休みに入っていきます。また、いろんな所へ子どもたちが出かけて行ったり、いろいろな人たちと外食をしたり、バーベキューをしたりということで感染が広がる可能性があります。

学校を閉じているからよいという話ではなくて、市中感染しないように徹底して取り組んでいかないといけないと思っています。

これからも徹底して取り組んでいきたいというふうに思っております。

それでは議事に入っていきます。

日程第3、報告第10号「附属機関の書面による審議に伴う関係条例の整備等に関する条例の件」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

（教育総務課長） それでは資料の1ページをお開きください。報告第10号「附属機関の書面による審議に伴う関係条例の整備等に関する条例の件」について、ご説明いたします。

本件は、始良市立小中学校区審議会条例を含む9本の教育委員会の条例について、関連する条項の改正等を行うために、市長部局の条例21本と合わせて、6月14日に始良市議会に議案として一括して上程されております。同日に議決されましたことをご報告いたします。この件につきましては、前回の6月11日に開催した定例教育委員会の中で、「書面による会議の開催」に関連した条例改正の準備を進めている旨のご説明をさせていただいておりますけれども、その時点では、市長部局の条例を含めて、条

文を確定させる過程の中にあつたため、6月11日の教育委員会定例会で、議案として確定させたものをお示しすることができませんでした。やむを得ず、教育長をもって、臨時代理をしたところでございます。

資料の2ページから14ページにかけて改正内容を、7ページ以降は新旧対照表を記載しております。

いずれの条例につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を含む災害その他の特別の理由によって、対面方式による会議の開催が困難な場合には、「書面による審議」をすることができるよう、新たに規定を加えるものでございます。

その他、審議会等の会長が定まっていない第1回目の会議などを招集する者や、委員の任期などの改正も併せて行っているものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行となります。また、委員の任期に関する経過措置といたしまして、改正後の委員の任期は、この条例の施行後初めて委嘱又は任命される委員から適用いたします。適用施行日前から現に委嘱又は任命されている委員の任期については、従前のとおりとしております。説明は、以上でございます。

教育長

事務局から説明が終わりました。これから質疑を行います。
何かご質疑はございませんでしょうか。

委員

各条例の「書面による審議」の中で、「委員の半数以上」とか「過半数」とか「2分の1」とか、表現がそれぞれ違っているのですが、その辺の統一はしないのでしょうか。もともとあつた条文を生かすことになりますか。

事務局

(教育総務課長)お答えいたします。今回は新型コロナウイルス蔓延に伴って、会議を開催する手法について注目して改正を行っております。定足数について2分の1、3分の1いろいろあると思うのですが、そこまでまだ整理ができていないところで、整合・不整合があれば、また然るべき時期にお示しすることになろうと考えています。

委員

ありがとうございます。

教育長

旧三町それぞれあつた条例を平成22年3月の段階で統一したのですが、確かにちょっと不揃いな所があるんですね。
例えば、前回議案に上がった社会教育関係の条例では、招集の仕方が異なっていました。一方では教育長が招集する、一方では教育委員会が招集するとなっています。同じ社会教育の条例であるのに不揃いのところがあると思いますね。

本当は3月の段階で整理すれば一番良いのですが、もう少し精査して、場合によっては3月の段階で必要な改正が出来ればと思っています。

今回は、いわゆるコロナ感染症蔓延の中で書面開催、書面決議をできるようにするというものです。これまでに教育委員会の会議の中では、書面開催をしたことはないと思います。

ご質疑なければ、お諮りします。

報告第10号「附属機関の書面による審議に伴う関係条例の整備等に関する条例の件」は、事務局の報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第10号については承認されました。
次に日程第4、報告第11号「県教職員の途中異動に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 （学校教育課長） 15ページをご覧ください。
報告第11号「県教職員の途中異動に関する件」についてご説明いたします。
7月1日付の辞令でございましたが、本市の三船小学校校長の川畑敏彦校長が、鹿児島市の紫原小学校の校長に異動になっております。またそれに伴いまして、転入者として川原典明校長が赴任をしております。南さつま市の加世田小学校の教頭からの校長抜擢でございます。

教育長 以上で事務局の説明が終わりました。これから質疑を行いたいと思います。
何かご質疑ございませんでしょうか。
特になければ、質疑なしと認めます。
お諮りします。報告第11号「県教職員の途中異動に関する件」は、事務局の報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第11号は承認されました。
次に日程第5、議案第21号「蒲生のクス保護増殖検討委員会委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （社会教育課長） それでは16ページをお開きください。
議案第21号「蒲生のクス保護増殖検討委員会委員の委嘱に関する件」についてご説明いたします。
蒲生のクス保護増殖検討委員会は、蒲生のクスの保護に関する具体的方策に

についての協議・検討を行う会となっており、平成 29 年度から継続実施しています。これまでの委員の任期が昨年度末で満了したことに伴いまして、新たに本年度から令和 6 年 3 月 31 日までの期間をお願いするものでございます。今回、17 ページにお示ししております 5 名全員の再任をお願いしたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

教育長 ただ今、事務局の説明が終わりました。これから質疑を行いたいと思います。何か質疑はございませんでしょうか。

委員 委員の方についてではなく、クスのことについてですが、このクスは、蒲生の神社が持ち主になるわけですか。

事務局 (社会教育課長) このクスは蒲生の神社の敷地内にございます。神社自体は神社庁という大元から拝借しているわけですから、個人的な持ち主というよりは八幡神社にあるので、その所在する所が持ち主と考えます。

委員 特別天然記念物ということで、これまでもいろいろと保護されてきましたけれども、今後もいろいろな委員の方とか、あるいは県や国の決まりとかの下でずっと保護・管理されていくのでしょうか。

事務局 (社会教育課長) 今、検討委員会を実施して、クスの樹勢回復に取り組んでいるところです。これ以外に、これまでに年に 2 回、若しくは 3 回、定期検診をしてきて、特別天然記念物の保存というところできずっと管理をしてきたという経緯がございます。そのクスの状態につきましては、持ち主と文化財の関係機関との連携をとりながら進めていこうと思っています。以上でございます。

教育長 クスの所有者は蒲生八幡神社になります。日本一の大クスと言われていますが、樹勢がだんだん弱ってきており、文化庁の方からテコ入れのための予算を投入しています。一つは根を痛めているのが原因ですので、根に乗らないようにするためのウォークボードを造ったり、寄生している虫の除去をしたり、樹勢回復のためにいろいろ手立てをしています。財政的には、ほとんど国が投入してくれています。

平成 8 年から 11 年の頃には 1 億円以上かかっているし、今度もまた 8 千万円程かかっています。相当、金がかかるということです。

観光が盛んになってくれば、また全国から観光客が来るでしょうが、特に自動車のお祓いに来る車が根を傷めていると思います。そこもやっぱり気をつけたいと思います。

特にございせんか。なければ質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 21 号は、事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございせんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 21 号「蒲生のクス保護増殖検討委員会委員の委嘱に関する件」については可決されました。
次に日程第 6、事務連絡に入ります。委員の皆様何かありませんか。
なければ、事務局から何かございせんか。

事務局 （教育総務課長）事務連絡をいたします。先日、保健福祉部社会福祉課から民生委員推薦会委員の候補者の推薦依頼がございました。民生委員推薦会は民生委員を推薦するために設置するものでございますけれども、現在教育委員会からは川畑委員が委員としてご参加されているところでございます。本年 8 月 21 日をもって 3 年間の任期を満了することになります。また川畑委員におかれましては、了承をいただきまして引き続き推薦会の委員としてご参加していただきたいと考えているところでございますので、ここでご報告いたします。

教育長 ただ今ご報告あったとおりです。他に何かございせんか。

事務局 （保健体育課長）本日、市の水泳記録会の案内を配付しております。7 月 28 日 8 時 50 分からとなっております。駐車券などもお付けしておりますので、内容を見ていただきまして、当日は駐車券の提示をお願いいたします。

教育長 最後に行事予定の確認を行います。

事務局 （各課より順次説明）

教育長 ただいま行事の説明がございましたが、委員の皆様から何かご質問等ございせんか。なければ、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。
お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等は、当局に一任していただきたいと思ひます。ご異議ございせんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任

いただきました。以上で、令和４年第７回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦勞様でした。

全員

ありがとうございました。